

第1号様式（第4条関係）

手数料額計算書			適合性判定	
（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は 第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）				
1 建築物の用途 （該当する□にレを記入）		☐ 一戸建て住宅 ☐ 工場等のみ	☐ 一戸建て住宅以外の住宅 ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅	
2 計画の評価方法 （該当する□にレを記入）		住宅部分： ☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 非住宅部分： ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等		
3 手数料額の計算				
計画の種類 （該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合	
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表三 二の(一)の1 円(a)	別表三 二の(二)の1 円(A)	
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	m ²	別表三 二の(一)の2の(1) 円(b)	別表三 二の(二)の2の(1) 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²	別表三 二の(一)の1 円(c)	別表三 二の(二)の1 円(C)
	工場等のみの場合の床面積の合計	m ²	/	別表三 二の(二)の2の(2) 円(D)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表三 二の(一)の2の(2) 円(e)	別表三 二の(二)の2の(3) 円(E)
	計		(b) + (e)又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は(D) + (E) 円
合計		円		
(注意) 1 「適合証等」とは、港区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条第1項第1号に規定する図書をいう。 2 「別表」とは、港区街づくり推進事務手数料条例別表を指す。 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。				